

# 地下鉄短信(第151号)

平成26年9月1日発行

編集 (一社)日本地下鉄協会

責任者 向田正博

電話 03-5577-5182(代) FAX 03-5577-5187

## 記事○「公共交通事業者による被害者等支援計画作成に係る説明会」を開催

### ○「公共交通事業者による被害者等支援計画作成に係る説明会」を開催しました。

去る8月29日(金)14時から、内神田すいせいビル5階会議室において、



説明会の様子①

国土交通省総合政策局安心生活政策課 波々伯部(ほほかべ)信彦公共交通事故被害者支援企画官、同課 鈴木隆央課長補佐、同課 河内雄介支援係長並びに東京地下鉄(株)総務部総務課田中俊行課長の出席の下、日本地下鉄協会監事である埼玉高速鉄道(株)取締役鉄道統括部長の中島氏をはじめ、18事業者25名の参加を得て、「公共交通事業者による被害者等支援計画作成に係る説明会」を開催しました。

公共交通事業者による被害者等支援に関し、昨年(平成25年)3月に、交通安全基本法及び災害対策基本法に基づき、国土交通省から作成の指針となるガイドラインが示されているところがありますが、今回の説明会の趣旨は、事業者自らが万一の事態に備えて「支援計画」を作成するために必要なノウハウを提供するものです。

波々伯部企画官から、「被害者等支援の基本的姿勢や、計画作成に当たって留意すべき事項」等について説明があった後、引続いて、ガイドライン策定段階から鉄道事業者として参画し、実際に計画を作成・公表した東京地下鉄(株)総務部 田中俊行総務課長から、同社の計画策定等の経験からのアドバイスを交えてお話しをいただきました。

参加者からは、事故が発生した場合の警察や消防、医療機関等からの情報収集方法、社内体制の整備や職員への教育・訓練において留意すべき事項、バス部門を持っている公営交通の特殊性等に関して、質疑がなされるなど活発な議論が交わされました。国土交通省からは、支援計画の作成・公表は交通事業者にとって、利用者の信頼性を高めることとなるものであり、各事業者に速やかな計画作成をお願いしたいとの発言もありました。



説明会の様子②

(注) 必要に応じ、社内へ転送、回覧などをお願いします。

配信先を変更又は追加した方がよい場合は、新しい配信先の職名、氏名及びメールアドレスをお知らせ下さい。

本短信について、ご意見をお寄せ下さい。

連絡先: mukaida@jametro.or.jp